

令和2年5月

保護者のみなさまへ

大阪市立市岡東中学校
校長 吉本博志

生徒の新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止等の考え方

平素は本校教育にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。全国的に学校再開の動きが始まり、本市においても同様、再開を目指し取り組みを行っているところです。

学校再開に向け、新型コロナウイルス感染症にかかる生徒の出席停止などの扱いについてまとめましたのでご一読ください。

記

生徒本人が新型コロナウイルスのI 感染、II濃厚接触者と認定された場合は出席停止になるだけではなく、III生徒と同居している家族が濃厚接触者と認定された場合やIV生徒が発熱などの風邪の症状が見られる場合についても出席停止扱いとなります。

I 生徒が感染した場合

感染が判明した日より医師の判断により登校が許可されるまで

II 生徒が濃厚接触者の場合

濃厚接触者と認定された日より保健所などに指示された期間(大体2週間)

III 生徒と同居している家族が濃厚接触者と認定された場合

同居している家族が濃厚接触者と認定された日より保健所などに指示された期間(大体2週間)

IV 生徒が発熱などの風邪の症状がみられる場合

① 生徒が発熱などの風邪の症状がみられる

→ 回復した日の翌々日まで

② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターや医療機関に相談した場合

→ 検体検査を受けず回復した場合は①と同様

→ 検体検査を受け陰性となった場合には新型コロナ受診相談センターや医療機関に指示された期間

→ 検体検査を受け陽性となった場合はI(生徒が感染した場合)と同様